

戦時賃銀統制に関する研究（その一）

——国家独占資本主義賃銀統制の必然性について——

三好正巳

一 開 題

今日、国家独占資本主義論は、その理論的發展を一層要請されており、かつまた、実際に理論的發展をとげつつある。

この理論的發展は、資本主義の世界史的段階、したがって、七〇年代の日本資本主義の世界史的段階の現実に規定された理論的發展である。すなわち、第二次世界大戦後の金融寡頭制の国家支配は、國際的管理通貨制度を主要な手段として行なわれ、また金融寡頭制のかかる経済力の集中を基礎にして軍事的・政治的支配としての国家支配を貫徹させて来た。このような国家独占資本主義世界体制は、たしかに、第二次大戦後の世界市場を帝国家主義諸国のために確保することを可能にし、古典的意味での恐慌の破壊力を抑制することも得さしめた。しかしながら、第二次世界大戦後、主要矛盾となった両体制間矛盾は、帝国主義・反革命戦争と資本主義の経済的渋滞を契機として、この国家独占資本主義世界体制を動揺せしめるにいたった。それは、主要にはアメリカ資本

主義の政治的孤立とドル危機として発現し、また、このアメリカの政治的・経済的地位の低下に起因するところのこの国家独占資本主義世界体制の弛緩は、日本資本主義にとつては円・ドル問題として結果することとなつた。

この円・ドル問題は、日本国家独占資本主義の内容を、全面的・具体的に明示することになる。なぜなら、国家独占資本主義世界体制の動搖は、日米間の矛盾を激化させることによって、戦後日本資本主義資本蓄積の脆弱性を一挙に露呈させ、国家独占資本主義体制を強加せざるをえないからである。

しかし、円・ドル問題を契機として深められた国家独占資本主義の認識は、第一には、資本主義の全般的危機の深化のもとでの日本資本主義の世界史的位位置の認識(日本資本主義の「七〇年代」の意味)であり、第二には、日本資本主義の基本的性格にかんする認識である。第一の認識に関連しては、「先進資本主義国」の民主主義的変革のための物質的基礎の成熟としての国家独占資本主義認識、第二の認識に関しては、軍国主義・帝国主義復活・強加としての国家独占資本主義体制の内容の認識が与えられる。

ところで、われわれはこれまで日本資本主義の今日の実現の中で停滞する社会政策論の、現代社会政策論としての再生を意図して、社会政策(第一次世界大戦から準戦時体制の前まで)、戦時社会政策(準戦時体制から戦時体制を経て敗戦まで)、社会保障(戦後)の展開を、日本資本主義の発展過程の中で解明し、そこから現代社会政策の理論と体系を明らかにしようとしてきた。こうした追求の一環として、戦時下の賃銀統制の解明を試みようとしているわけだが、さきへのべた国家独占資本主義の認識は、この戦時賃銀統制の研究にあたっての課題設定を制約することになる。

すなわち、第一の課題は、この賃銀統制を、国家独占資本主義の国家支配という内容において把握することに
ある。それは、資本主義的資本集中過程（＝金融寡頭制⁽¹⁾）の動搖（階級斗争の激化）によつてもたらされた生産機構
の攪乱を、資本が自主的に克服・再編成しえない危機的情況において、国家支配の強化としての再編成をするた
めの、主要な一つの手段たる労務統制の一環として賃銀統制を把握することにほかならない。賃銀統制をこのよ
うに理解することは、同時に、賃銀統制を労働者の抵抗との相互規定的關係においてとらえるべきことを提示す
る。そのばあい、労働者の抵抗が、制度的要求、さらに政治的抵抗へと発展する物質的基盤を拡大することにお
いて、賃銀の国家統制は、資本の側からすれば、労働組合の禁庄・労働運動の全面的拒否と同時に、資本集中過
程にともなう労働力の組織化にむかざるをえなかったことが明らかにされねばならない。したがつて、戦時下
の産業報国会は、戦時国家独占資本主義が必然的に成熟させる政治的変革の条件を圧殺するための労働運動の全
面的否定と、同時に、その戦時国家独占資本主義の国家支配としての労働者の組織化（＝産業報国会運動）の結果
として理解さるべきである。

第二の課題は、賃銀統制が、金融寡頭制の国家支配としての内容において、国家支配の強化過程は、賃銀統制
をして、一層直接的・全面的統制たる労働統制（＝全面的徴用制）に移行せしめる。この労働統制は、準戦時体制
下の労働力統制とは質的段階を異にしており、いわゆる戦時国家独占資本主義下の全般的労働義務制の成立にほ
かならない。⁽²⁾

したがつて、賃銀統制を、直接的・全面的労働統制への展開という、金融寡頭制による国家支配の発展過程と
して把握することが必要となる。

この国家支配の展開過程は、国家独占資本主義の軍事経済的性格（軍国主義・帝国主義）に規定されるものであって、その軍事経済的性格における資本蓄積の脆弱性こそが、賃銀統制の破綻と労働統制への移行を必然化したものであった。しかしながら、国家独占資本主義のこのような性格と内容の把握にあたって、国家と私的資本の矛盾を看過することはできない。国家と私的資本のこの矛盾は、国家独占資本主義の軍事的・帝国主義的性格によって露呈する。すなわち、国家独占資本主義の経済計画における軍優先が、この矛盾を暴露し、激化させる。

第三の課題は、国家独占資本主義の国家支配としての、賃銀統制とその労働統制への展開が、労働力の組織化を一層促進することによって、労働者の階級的組織化の物質的条件を成熟させることの解明である。すなわち、資本主義的資本蓄積過程は、労働力化と資本集中に対立した労働力の組織化を結果するが、賃銀統制さらに労働統制は、この労働力の組織を、一段と直接的・全面的・強権的に組織化する。しかも、この国家独占資本主義の経済計画において、強権的に組織化された労働力配置の中で、戦時強制労働が行なわれ、それと結合して労働者階級の貧困化が進行する。

こうして、賃銀統制の分析は、国家独占資本主義資本蓄積がもたらす労働力化と労働力の組織化、そしてそのもとでの貧困化の内容を明らかにすることとなる。

以上の課題において、産業報国会とその運動については、別稿にゆずらねばならないが、第一の課題については、資本主義的資本集中過程（＝金融寡頭制）の自主統制から、その国家支配の強化としての国家統制への移行の論理を、恐慌期の「産業合理化」過程と軍事経済体制強化過程の分析をとおして明らかにする。また、第二の課題については、戦時生産機構の崩壊過程における賃銀統制の展開を、戦時物価統制と労力調整に関連して分析す

る。そして最後に、第三の課題は、総動員体制と戦時強制労働体系に関連して、労働力の組織化と階級構造の解明を必要とする。

とくに、戦時賃銀統制をこのように分析するにおいては、とくに植民地支配と民族抑圧の問題をはずすことは出来ない。国家独占資本主義の基本的性格からすれば、むしろ、そこから、論旨を展開することが正しいとすらいわねばなるまい。しかし、かかる方法は、旧植民地についての十分な分析なしには不可能である。したがって、問題意識としては、植民地問題から日本資本主義を見ることを心がけつつも、分析そのものとしては、なお極めて制約的なものでしかありえないことをことわっておかねばならない。

(1) 資本主義的資本集中過程の加速化および金融寡頭制と国家独占資本主義の問題については、Henri Claude, *La concentration capitaliste, pouvoir économique et pouvoir gaulliste*. Paris, Editions Sociales, 1965. 牧野純夫・上杉聡彦共訳『フランスの独占資本——ドゴールの経済的基盤——』法政大学出版局、一九六八年参照。なお、本書の理論的弱点は、資本主義の全般的危機の深化過程で露呈する国家独占資本主義の軍国主義、帝国主義的性格のもたらす体制的危機の把握が不十分なることである。

(2) 戦時下の全般的労働義務制については、加藤佑治『日本帝国主義下の労働政策——全般的労働義務制の史的究明——』お茶の水書房、一九七〇年を参照されたい。なお、加藤氏の著作についての若干の意見は、別稿でふれたとおりである(拙稿、書評・加藤佑治『日本帝国主義下の労働政策——全般的労働義務制の史的究明——』、『立命館経済学』第一九卷第三号、一九七〇年)。

二 国家独占資本主義賃銀統制の内容

1 「産業合理化」運動と賃銀

戦時賃銀統制に関する研究(その一)(三好)

第一次世界大戦は、日本資本主義の急速な重化学工業化（ \parallel 金融寡頭制の確立）をもたらした。

それは、鉄鋼・石炭・機械における生産増強をもたらすとともに、これらの生産増大のもとで、財閥と官営企業の支配を結果した。さらに、かかる生産機構に、電力、石油、化学が新たに加わった。この電力、石油、化学という新生産基軸は旧生産基軸、すなわち鉄鋼、石炭、機械を基礎として成立・発展し、旧生産基軸とともに独占資本主義の生産基軸を構成・増強し、同時に、その軍事的性格を急速に発展させるのである。⁽¹⁾

すなわち、鉄鋼業では、第二期拡張計画の完成と第三期計画の進行によって、ヨーロッパの水準に到達した官営製鉄所を軸とし、民間鉄鋼会社の拡充による急速な発展がみられたし、石炭鉱業でも、財閥・官資本系・地方財閥を軸とする生産の拡大がみられた。さらに、機械工業では、電動機製造を機に生産の急速な増加をみせた。⁽²⁾

なお、自動車製造業、航空機製造工業が民間工業として展開したのもこの時期であった。電力については、第一次世界大戦後期から戦後景気の中で飛躍的な拡大がみられたが、それは、工業電化の促進と化学工業の勃興を支えた。たとえば、鉄鋼業の電化（ \parallel 庄延部門の電化、電気精練）や、電解法によるソーダ工業、カーバイト工業、硫酸工業が発展をみた。石油も、「内燃機革命」に呼応して、とくに軍事技術と結合して市場を急速に拡大させ、輸入原油の製製に規定された原油輸入 \parallel 太平洋岸製油の構造を成立させた。⁽³⁾ここに戦前の日本資本主義の基本的生産力体系が完成した。

このように、第一次世界大戦は、軍需と復興のための世界市場を拡大し、かかる市場条件において日本資本主義にとっても、その重化学工業化を促進した。この重化学工業化過程は、資本蓄積の急速な発展で、金融寡頭制の発展と産業構造の軍事（依存）的性格を拡大した。また、このような内容における日本資本主義の生産機構は、

付表1 農業労働者数 (1920年)

	日雇	季節雇	定雇	合計
(1) 農業経営者及びその家族にして賃銀を得る農業労働者	千人 1,317	千人 597	千人 246	千人 2,161
(2) 農業以外に賃銀を得る労働者	292	226	64	583
(3) 純労働者	202	95	74	373
(4) 僕婢	—	—	175	175
合計	1,812	919	559	3,292

- 備考 1) 町村毎に調査したる地方庁の報告に依れり(朝鮮, 台湾及樺太を含まず)。
 2) 日雇及季節雇に付ては労働者に就き, 定雇及僕婢に付ては雇主に就き調査せり(甲町村より乙町村に出稼ぎをなす日雇及季節雇に付ては甲町村に於て調査せり)。
 3) 日雇及季節雇に付ては大正8年の1年間の状況により, 定雇及僕婢に付ては大正9年10月1日の状況に依れり。
 4) 老年, 成年, 少年, 幼年別を掲ぐることを省く。
 5) 農務局「農業労働者事情概要」(1921年)。
 6) 近藤康男『日本農業論』(上)お茶の水書房, 1970年, 357頁より。

戦時賃銀統制に関する研究(その一)(三好)

第一次世界大戦後の相対的安定期の世界市場の拡大の中で、国外市場への依存を深めたが、それは日本資本主義の「特異の性格」に規定された貿易構造・資本循環構造のもとで成立したものであった。⁽⁴⁾したがって、この重化学工業化のための生産機構再編成は、地主的土地所有にもとづく地主・小作関係の弛緩・動揺(≡小作争議の激発)をとおして成熟する労働市場の拡大に支えられねばならなかった。この労働市場の拡大の具体的過程は、農業賃労働の拡大(付表1)と潜在的過剰人口の農外流出としてあらわれた。⁽⁵⁾

さらに、日本資本主義のこの「特異の性格」に規定された生産機構は、零細企業を市場拡大過程で簇生させ、それを包摂した脆弱な生産構造として成立した。たとえば、鉄鋼業では、再生銑や木炭銑業者、単庄業者などの弱小企業をふくむ生産構造(付表2)をもって、第一次世界大戦における市場拡大に対応した。また、石炭業でも、一九一七年から一九二一年にかけて、五七三・六万吨の増産のうち、二二二・四万吨が年産五万吨以下の零細炭鉱によって生産された。さらに、機械工業では、生産は全体として零細企業によって担われ、問屋制商業資本に従属した小生産

付表2 1918年の鉄鋼生産構造（単位：トン，カッコ内比率%）

		鉄		粗 鋼		鋼 材
鉄鋼一貫	官宮製鉄所	271,578(46.6)	官宮製鉄所 田中鉄所 山釜製鉄所	444,735(54.7)	官宮製鉄所 田中鉄所 山釜製鉄所	306,419(56.8)
	田中鉄所 山釜製鉄所	67,946(11.7)		21,881(2.7)		17,414(3.2)
日本製鋼・輪西	再生鉄業者	82,866(14.2)	製鉄 庄延 会社	既成6社 新設14社	既成6社 新設14社	154,669(28.7)
	木炭鉄業者	98,563(16.9)		小 計	小 計	45,484(8.4)
そ の 他	34,246(5.9)	そ の 他	小 計	295,993(36.4)	そ の 他	200,153(37.1)
そ の 他	27,559(4.7)	そ の 他	そ の 他	50,610(6.2)	そ の 他	15,651(2.9)
合 計	582,758(100.0)	合 計	合 計	813,219(100.0)	合 計	539,637(100.0)

備考 1) 「製鉄業参考資料」(大正11年)による。
 2) 既成、新設の区分は第1次大戦開始後(大正4年)をもってする。
 3) 通商産業省「商工政策史」第17巻、鉄鋼業、1970年、200頁より。

立命館経済学(第二十卷・第五・六合併号)

八(六三〇)

者が圧倒的という生産構造が形成されていた。

日本資本主義のこのような急速な発展は、植民地支配の強化による生産機構の再編成とならざるをえなかった。生産機構の再編成過程は、機構の基底部分の矛盾を露呈・激発させる中で進行するが、それは、まず、「食糧危機(米騒動)」として発現し、これを契機として植民地支配は一層強化された。植民地における「産米増殖計画」を軸とした植民地支配の強化と、米価統制による農業の国家支配の強化として、日本資本主義の「重化学工業化」(＝金融寡頭制)に対応した食糧需給構造が形成された。しかし、同時にそれは、農業生産機構の脆弱性を形成することになり、農業恐慌過程での米価問題としてそれを発現せしめることにもなった。なお、植民地支配の強化過程は、ただ農業にとどまらず、鉄鋼、石炭などの資本進出によっても支えられた。

しかしながら、戦後反動恐慌以来の一連の恐慌過程、とりわけ世界恐慌の一環としての昭和恐慌は、かかる生産機構の脆弱性を一挙に露呈せしめた。しかも、この露呈の過程は、官業と民業、内地企業と植民地企業、財閥・大企業と零細企業の対立激化として発現し、

それゆえに、生産機構としては一層の資本集中過程を進行させざるをえなかった。この一層の資本集中過程は、金融寡頭制の国家支配を強化させることになった。この時期の政府主導の「産業合理化」は、まさにその具体的表現にほかならなかった。また、かかる「産業合理化」過程は、工業恐慌に並行した農業恐慌のもとで動搖をみせた農業生産機構の再編成過程で封建的紐帯が弛緩したことをとおして、労働市場を拡張・攪乱させ、かつ農業生産機構のこの再編成が追加労働の強制（自作農創設維持事業と「農村厚生」運動）を軸として展開したことに対応して、労働強化と長時間労働の労働市場が形成されたことを基盤として展開したものであった。

そこでまず、この恐慌を契機として進行した日本資本主義の生産機構の再編成の内容を、その世界史的意味において明らかにしておく。

(1) この再編成過程は、世界恐慌による国際的金融||信用体系の崩壊がもたらした世界市場の硬直化を契機として進行し、それゆえに、日本資本主義の帝国主義強化のための再編成とならざるをえなかった。

すなわち、第一次世界大戦の終結（一九一八年）による資本主義諸国の金本位制への復帰のもとで、日本資本主義はなお軍事的理由をもって金輸出禁止をつづけていた。⁽⁸⁾それは、必然的に金準備の急増（一九三五年で一〇億七二〇〇万円）をもたらしたが、同時に、それがインフレを昂進させることにもなった。こうして、物価は高騰（一九一四年七月の物価指数を二〇〇として、一九二九年六月には一七六・三に上昇）し、さらに、一九二七年の金融恐慌以後、為替相場の変動が一層激しくなった。ここに金輸出解禁の要請が強まり、景気の回復もあって、金輸出の解禁が実施された。しかし、この解禁によって、貿易は入超となり、資本逃避がおこって金準備は激減し、⁽⁹⁾そのため、金融制度を危機におとし入れ、経済機構を崩壊させる恐れがでてきた。そこで、一九三一年、再び金

輸出禁止の措置がとられた。それは、一九二九年の世界恐慌が、日本資本主義をも未曾有の恐慌にまきこんだことと、恐慌脱出策としても金輸出再禁止が要請された。この金輸出再禁止により、「日本商品の金価格の下落は、世界市場の平均的金価格の下落よりも急激になった」ことで、貿易輸出を急伸させることになった。⁽¹⁰⁾しかし、かかる為替ダンピングも、結局は、輸入生産財を高騰させて物価上昇を促進し、それがまた、円為替相場を一層低落させる圧力になった。しかし、円為替相場をさらに下げるとは、国民経済そのものを崩壊させることにもなるので、むしろ、円為替を堅持(資本逃避防止法、外国為替管理法制定)しつつ、生産費の合理化を強化せざるをえなくなった。こうして、「円価の暴落を通じて価値の無償流出」⁽¹¹⁾のために、「産業合理化」が強行されることになった。

(2) 生産機構のこの再編成過程は、資本の巨大な集中過程として展開した。すなわち、鉄鋼業では官営製鉄所の相対的地位が急伸し、日鉄の成立による日鉄支配(＝日鉄中心主義)が完成した。この日鉄支配は、軍縮を契機として民間市場への滲透を財閥商社と結ぶこととせしめ、さらに、一部民間鉄鋼業の経営委託をも受けることなどによる市場占拠率の急伸として発現した。⁽¹²⁾さらに、一九一五年の鉄鋼協議会の成立は、銑鉄共同組合(一九一六年)によるカルテル結成を可能にしたし、大恐慌過程では、製鋼懇話会との間に銑鋼売買協定を、一時的にしろ成立させることにもなった。⁽¹³⁾

軍縮を契機とする鉄鋼市場の縮少は、軍需市場とその官営八幡製鉄による独占によって規定されていた鉄鋼生産機構の脆弱構造を暴露させた。外銑と植民地銑とによる市場攪乱(外銑相場追隨の国内市場価格安定策の実施)が、官営製鉄への生産集積と民間製鋼の屑鉄、外銑依存の合理化を生み、かかるものとして成立した鉄鋼業の三層構

造（Ⅱ脆弱性構造の再編成）は、軍需市場拡大にもとづく生産増強過程で、その脆弱性を露呈し、結局は日鉄中心の鉄鋼一貫化政策を通して一層の日鉄支配を結果することとなった。

このように、恐慌を契機とする日本資本主義の資本集中過程は、きわめて脆弱な構造を再生産しつつ進行したことから、軍事経済化の進行とその破局過程では、一層強力に国家支配を強化せざるをえなかった。

(3) 資本集中のこの脆弱性構造は、この資本集中過程での金融寡頭制による国家支配を一層強化せざるをえず、それは国家独占資本主義体制への移行を結果する。

金融寡頭制による国家支配の過程は、経済の自主統制（Ⅱ自主的統制の国家による保証）から国家統制への展開過程として進行した。まず、自主的統制として、一九二五年の重要輸出品工業組合法（一九二五年三月三〇日 法律第二八号）、輸出組合法（一九二五年三月三〇日 法律第二七号）にはじまる。それは、さらに一九二九年の大恐慌を契機に、急速な展開をとげた。⁽¹⁴⁾なかでも、重要産業ノ統制ニ関スル法律（一九三一年三月三一日 法律第四〇号）は、「カルテルの形における統制」によって「産業合理化」を進めることを意図したものであった。こうして、「産業合理化」は経済統制過程に連節させられていた。

ところで、この重要産業統制法の構造は、自主的なカルテル協定の強化・拡大のための最小限の強制規定と、このカルテル協定が統制趣旨から甚しく逸脱することを抑制するための監督規定からなっていた。こうした簡単な構造のゆえに、その統制上の効果は、その運用の如何にかかわっており、問題解決の主要な権限が主務大臣、さらにとりわけ統制委員会に与えられていたことから、あまり多くを期待しうるものではなかった。⁽¹⁵⁾それにもかかわらず、その指定産業は、いわゆる「重要産業」を網羅し、そこでのカルテル協定は、生産・販売・価格にわ

付表3 重要産業統制法指定産業に於けるカルテル

業種	統制団体	同業者数		協定事項
		加盟	未加盟	
綿絲紡績業	大日本紡績联合会	62	9	操業短縮
絹絲紡績業	絹紡工業会	12	1	操業短縮
人造絹絲製造業	日本人絹联合会	10	3	操業短縮
洋紙製造業	管理会(日本製紙联合会)	9	2	生産制限, 販売数量(共同保管)
	日本板紙同業会(黄板紙)	21	1	生産制限, 販売価格
板紙(5オンス以上ノモノ)製造業	茶板紙統制会	15	0	生産制限, 販売価格
カーバイト製造業	全国炭化石灰共販組合	15	7	共同販売 (イ)出荷比率 (ロ)組員製品ノ買取販売 (ハ)価格ノ決定 (ニ)共同計算 生産制限(設備ノ増進・新設制限)
晒粉製造業	晒粉联合会	12	3	生産制限, 共同販売
硫酸製造業	東部硫酸販売株式会社	5	3	販売協定, 出荷比率ノ割合, 価格協定
	関西硫酸販売株式会社	9	8	
硬化油製造業	硬化油同業会	7	2	共同販売
	硬化油販売株式会社			
セメント製造業	セメント联合会	16	5	増産中止, 生産制限, 販売比率, 注文割当, 販売価格, 販路
	日本セメント輸出協会	16	5	販売比率, 注文割当, 販売価格, 販路
小麦粉製造業(日産能力500バレル以上ノモノ)	製粉共販組合(日清, 日本)*	3	3	共同販売 (イ)出荷比率 (ロ)組員製品ノ買取販売 (ハ)価格ノ決定 買取及売出 (ニ)共同計算
	東部製粉共販組合(製粉共販組合 日東)			
二硫化炭素製造業	硫炭同業会	9	9	出荷比率及数量, 販路, 販売価格
精糖製造業	日本糖業联合会	5	1	生産制限
銑鉄製造業(高炉ヲモツテ常時月額3000t以上ノ生産ヲナスモノ)	銑鉄共同販売会社**	3	1	輸入銑鉄ノ販売数量及価格ノ統制 内地銑鉄ノ販売数量及価格ノ統制
合金鉄製造業	合金鉄共同組合	8	6	共同販売 (イ)販売比率 (ロ)注文ノ蒐集及割当 (ハ)販売価格決定
棒鋼製造業(自製鋼塊ヲ用イテ常時月額100t以上ノ生産ヲナスモノ)	条鋼分野協定会	10	3	目下何等ノ協定ナシ***
	鋼材联合会	6	6	生産数量ノ割当, 販売数量
	関東鋼材販売組合	3	2	共同販売 (イ)組員製品ノ買取販売 (ロ)販売価格ノ決定 (ハ)共同計算
山形鋼製造業(常時月額100t以上ノ生産ヲナスモノ)	中型山形鋼共同販売組合	4	4	共同販売 (イ)販売割当比率 (ロ)注文ノ蒐集及割当 (ハ)販売数量及価格ノ決定
鋼板製造業(常時月額100t以上ノ生産ヲナスモノ)	日本厚板共同販売組合	4	2	共同販売 (イ)販売比率 (ロ)注文ノ蒐集及割当 (ハ)販売価格ノ決定 生産分野
	中板共同販売組合	2	3	共同販売 (イ)販売比率 (ロ)注文ノ蒐集及割当 (ハ)販売価格ノ決定

戦時賃銀統制に関する研究(その一)(三好)

業種	統制団体	同業者数		協定事項
		加盟	未加盟	
線材製造業	日本線材共同販売組合	2	3	共同販売 (イ)販売比率 (ロ)注文ノ蒐集及割当 (ハ)販売価格ノ決定 (ニ)販売数量ノ決定
銅又ハ真鍮ノ庄延板(「セバ」又ハ「ノベ」ト称スルモノヲ除ク)製造業	伸銅協会	9	7	本協会ハ単ナル懇親的団体ニシテ未ダ統制協定ヲ実施セス
揮発油製造業又ハ販売業(常時月額18万函以上ノ生産又ハ販売ヲナスモノ)	国産揮発油联合会	3	3	販売比率及販売数量、販売価格其ノ他之ニ影響ヲ及スベキ取引条件
麦酒醸造業	麦酒共同販売株式会社(大日本・キリン)	2	2	共同販売 (イ)販売価格其ノ他之ニ影響ヲ及スベキ取引条件 (ロ)販売比率 (ハ)販路増産中止
	(大日本・キリン・桜)	3	1	販売価格其ノ他之ニ影響ヲ及スベキ取引条件
	(大日本・キリン・東京)	3	1	同
石炭鉱業又ハ石炭販売業(常時年額15万疋以上ノ生産又ハ販売ヲナスモノ)	帝國麦酒輸出組合			同
	石炭鉱業联合会	27	4	送炭調節撫順炭輸内数量
	昭和石炭株式会社	28	11	販売比率及販売数量、販売価格其ノ他之ニ影響ヲ及スベキ取引条件

- 備考 1) 臨時産業合理化局調査(1935年5月現在)。
 2) * 1935年7月18日限り解散。 ** 右カルテル加盟会社 満鉄、本浜湖、日鉄。非加盟会社 浅野。本協定は内地ノ加盟者唯一者ナルヲ以テ統制法ノ適用ナシ。 *** 1935年9月30日限り解散。
 *** 醸造業者(4社)ト輸出業者ヲ以テ組織。
 3) 有沢広己「日本工業統制論」有斐閣、1937年、124—8頁および通商産業省編「商工政策史」第11巻産業統制、1964年、63—7頁より作成。

たる広範なものであった(付表3)。とくに、共販会社の設立による共同販売機構の形成は、この資本集中を一層強化させるとともに、それによって、この資本集中過程での自主統制の国家統制への移行を機構的に保証するものであった。

さらに、このような資本集中過程(Ⅱ金融寡頭制による国家支配過程)は、そこでの生産機構の脆弱性構造に照応した労働力の組織化をもたらす。この労働力の組織化は、相対的過剰人口の基礎の上に、低賃銀構造として結果する。農業恐慌を随伴した大恐慌は、労働市場に失業を激発させたが、それは、恐慌過程で露呈した生産機構の脆弱性に規定されて、とくに日雇労働者の失業を鋭く顕在化させた(付表4)。すなわち、日雇労働者の失業がこのように鋭くあらわ

付表4 存在形態別失業者数

年次	総数	給料生活者		日雇労働者		その他の労働者	
		失業率%	人	失業率%	人	失業率%	人
昭和4	294,095	4.33	61,732	3.85	109,848	7.11	122,515
5	366,799	5.23	72,913	4.42	134,107	8.26	159,779
6	413,248	5.92	70,595	4.28	162,400	9.86	180,253
7	489,168	6.88	81,978	4.89	197,993	11.59	209,197
8	413,853	5.66	71,992	4.22	189,941	10.66	151,923
9	374,318	5.01	68,546	3.96	186,095	10.31	121,677
10	356,557	4.66	67,876	3.86	173,266	9.62	115,415
11	340,855	4.35	67,157	3.70	164,210	8.98	109,488
12	299,541	3.76	62,843	3.41	142,774	7.75	93,925
13	241,901	3.05	54,088	2.89	115,914	6.30	71,898
14	189,098	2.27	37,225	1.95	95,931	5.40	55,942

備考 大内兵衛監修, 日本統計研究所編「日本経済統計集—明治, 大正, 昭和—」日本評論社, 1958年, 278頁より。

れたことは、生産過程から日雇労働者を排除するにとどまらず、それが一層積極的に日雇労働者を生産過程に吸引する過程として同時に進行したことによる。

こうして、金融寡頭制による国家支配としての生産機構の再編成は、「産業合理化」過程としては「補助工体系」の形成を、したがって本工―臨時工⁽¹⁶⁾としての労働力の組織化を対応させ、そのことによって生産機構の脆弱性構造を再生産したに過ぎなかった。日雇労働者の失業と臨時工の増大を結果するこの資本集中過程の進行において停滞的過剰人口が累積・拡大し、この停滞的過剰人口の累積・拡大として「臨時工問題」が社会問題となったのである。

また、この停滞的過剰人口の累積は、婦人労働力や年少労働力の失業増加によって一層進行したが、それは、停滞的過剰人口の量的拡大にとどまらず、成人男子労働力を補助工の位置につけるという内容をもって累積せしめたものである。たとえば、石炭鉱業では、一九二八年の鉱夫労役扶助規則の改正(保護鉱夫の坑内就業および深夜業禁止、一般鉱夫の坑内就業時間の制限など)を契機として、女子坑内夫は相対的・絶対的に減少した(付表5)。このよう

付表5 女子坑内夫の減少状況

年次別	坑内夫数			女子の割合
	男	女	計	
昭和3	160,664	38,412	199,075	19.30%
4	159,700	33,532	193,231	17.35
5	149,837	24,470	174,307	14.04
6	120,476	11,385	131,861	8.63
7	112,858	7,518	120,376	6.25
8	125,521	6,854	132,375	5.18

備考 社会局労働部「保護鉱夫ノ入坑禁止ニ関スル資料」労働保護資料、第42号、1935年3月、8頁より。

な労働編成は、鉱夫数の絶対的減少の中での一人当年出炭高の増加を可能にした。その意味で、石炭鉱業での労働編成の「質的交替過程上昇過程」は「産業合理化」にほかならなかったが、鉱夫労役扶助規則第一条ノ二ノ特例ニ関スル件（一九三三年六月五日 内務省令第一六号）によって、薄層および炭層を採掘する炭坑について坑内保護抗夫の使用を法認したために、むしろ一層劣悪な条件のもとで、坑内での女子・年少労働を残存することになった。⁽¹⁷⁾したがって、「産業合理化」は、女子・年少労働力のこのような一層劣悪な条件による再編成過程においてのみ、「労力の質的交替過程・上昇過程」を実現しえたのであった。

この「産業合理化」過程（＝資本集中過程）での労働力のこのような組織化は、それを基礎にした賃銀支払形態の「合理化」を提起せずにはおかなかった。また、この賃銀支払形態の「合理化」は、臨時工の劣悪な労働条件のもとでの低賃銀を基礎として可能なものであった。

臨時工の比率は、軍工廠では五〇％に達しており、民間工場でも、機械器具工場では男子で二四・五七％、さらに、人夫まで加えるとその比率は一層高くなる（付表6）。しかも、これら臨時工の労働条件は悪く、殆どどのばあい、本工との格差が存在し、賃銀についていえば、本工の八割強（定額）にしか過ぎず、実収ではさらにその差は拡大する（付表7）。また、間接雇傭の臨時工では、「賃銀頭ハネ」によって一層状態は悪化した。⁽¹⁸⁾

資本集中過程でのこのような労働力の組織化と、そこでの労働編成（停滞的過剰人口の累積と臨時工問題の発生）

付表6 臨時職工及人夫名義の職夫に対する業種別調査表

業種別 (大分類)	臨時職 工使用 工場	常備職工	臨時職工(A)			総計 (B)	(A) (B)	人夫		
			直接雇	間接雇	合計			直接雇	間接雇	
染織工場	129	男	24,278	1,326	686	2,012	26,290	7.65	773	1,234
		女	97,968	2,047	222	2,269	100,237	2.26	218	117
機械器具 工場	288	男	135,984	37,418	6,887	44,305	180,289	24.57	1,278	8,950
		女	12,614	3,722	456	4,178	16,792	2.49	249	541
化学工場	223	男	57,842	5,384	3,230	8,614	66,456	12.96	1,214	6,215
		女	24,883	2,282	409	2,689	27,572	9.75	126	904
飲食物 工場	37	男	6,147	1,048	212	1,160	7,307	15.87	267	266
		女	2,580	684	65	749	3,329	22.50	50	4
雑工場	55	男	9,881	841	21	862	10,743	8.02	113	171
		女	2,726	498	21	519	3,245	15.99	—	—
特別工場	22	男	22,984	11,848	76	11,924	34,908	34.16	119	5,313
		女	505	787	19	806	1,311	61.48	51	381
男女計			398,392	67,883	12,204	80,087	478,479	16.74	4,458	24,096

- 備考 1) 臨時職工の直接雇とは期限付期限のないもの又は一定作業完了を条件とするもの。日雇、その他をふくむ。間接雇は雇入及賃銀などについて工業主が特定するもの、およびしないものをふくむ。
- 2) 人夫とは、工場法の職工に非ざるもの。
- 3) 特別工場では、日鉄八幡製鉄所をふくむため、臨時工の比率は異常に高い。
- 4) 労働事情調査所編『臨時工問題の研究』1935年、24—5頁より作成。

付表7 臨時工の賃金と一般常備工の賃銀比較

	染織工業		機械器 具工業		化学工業		飲食物 業		雑工業		特別工業		平均	
	定額	実収	定額	実収	定額	実収	定額	実収	定額	実収	定額	実収	定額	実収
一般平均	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1.44	1.81	1.72	2.91	1.57	2.16	1.67	2.12	1.91	2.56	—	—	1.69	2.63
臨時工	0.72	0.72	0.80	1.06	0.76	0.87	0.76	0.93	1.00	1.09	—	—	0.82	0.84
	1.21	1.38	1.68	2.08	1.21	1.42	1.17	1.22	1.57	2.51	2.06	2.33	1.46	2.01
	0.64	0.65	0.71	0.89	0.54	0.56	0.62	0.57	0.78	1.01	—	—	0.77	0.77

- 備考 1) 一般平均ハ日銀調査ニヨル京浜地方ノ昭和9年2月現在ニ於ケル常時50人以上使用工場、臨時工ハ警視庁工場調査ニヨル東京府下ノ昭和9年2月15日現在ニ於ケル常時50人以上使用工場。
- 2) 昭和同人会編『わが国賃金構造の史的考察』、至誠堂、1960年、296頁より。

を基礎とした賃銀支払形態の「合理化」は、生産費としての賃銀の把握を強めることであつた。資本にとつての生産費賃銀の完成は、価格支配（＝独占価格）と労働の實質的包摂強化（資本集中に対応した雇用体系の形成）過程において可能となる。

臨時産業合理局の生産委員会が発表した「賃銀制度」（生―11）は、「職工の高給と製品原価の低廉とを両立させるために採用される奨励給制度も適切でないために予定の能率増進を達成しえないだけでなく、かえつて労資反目の原因をつくりつつある事例も乏しくない。かつ奨励給算出の基礎となる給料の構成が時勢に適應してない結果生産能率の阻害される場合も少なくない」として、最も改善を必要とする賃銀額の問題として、奨励給制度、職務給について、見解を明らかにした。⁽¹⁹⁾ こうした中で、たとえば鉄鋼業では、功程割増制度が採用され、⁽²⁰⁾ 生産量と実働人員の相互関係（＝基準生産量の確定）による賃銀決定がなされることになつた。またそのことで、生産費賃銀の確立を可能にした。この生産費賃銀の確立は、同時に、生産管理の基礎を提供したことを意味した。臨時産業合理局の主導した「産業合理化」の論理は、「管理上の缺陷を改め、且つ作業中の無益なる動作を省いて生産能率を高め、最少の労働量によつて最大の生産を獲得する様に努力すれば、生産費を低下せしむると共に、同一労働量に対して、より多くの労銀支払を可能ならしめ、高き労働賃銀と低廉なる生産費を両立せしめ得る」⁽²¹⁾ ということにあつた。

しかし、この機械化の一層の進行（機械使用の組織化）と労働編成の再編成による生産が、労働強度を高めながら単価や賃銀率の切り下げをはかつたことによつて、職場での労資の対立を激化した。⁽²²⁾ それゆえ、この賃銀支払形態の「合理化」は、「労資両者の最善の努力と協調」を前提とせざるをえず、「産業合理化」運動は、この生

付表8 年令階級別労働者1人1日当り平均賃銀

(鉱山)

	大正13年		昭和2年		昭和5年		昭和8年		昭和11年	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
平均	1.67	1.30	1.81	1.29	1.64	1.02	1.50	0.69	1.69	0.72
14才 ~ 15才	1.09	1.08	0.96	0.92	0.85	0.74	0.64	0.50	0.72	0.54
20才 ~ 24才	}1.79	1.34	1.74	1.33	}1.66	1.07	1.44	0.68	1.66	0.69
25才 ~ 29才			1.90	1.39			1.56	0.74	1.78	0.78
40才 ~ 44才			1.94	1.25	}1.71	0.98	1.59	0.73	1.82	0.81
45才 ~ 49才			1.82	1.14			1.54	0.69	1.75	0.75

(工場)

	大正13年		昭和2年		昭和5年		昭和8年		昭和11年	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
平均	2.10	0.88	2.15	0.87	2.05	0.71	1.99	0.66	1.94	0.63
14才 ~ 15才	0.89	0.76	0.66	0.62	0.64	0.55	0.57	0.45	0.61	0.50
20才 ~ 24才	}2.11	1.02	1.77	1.01	}1.91	0.83	1.58	0.72	1.63	0.72
25才 ~ 29才			2.21	1.03			2.02	0.78	2.02	0.79
40才 ~ 44才			2.81	1.04	}2.73	0.93	2.77	0.86	2.84	0.85
45才 ~ 49才			2.77	1.00			2.87	0.87	2.95	0.87

- 備考 1) 工場は戦前の分類の「工場」から当時工場に含まれていた「鵜製斗、浸抜、洗張、洗濯業」、「土木建築=関スル業」、「瓦斯、電気水道業」、「映画製作」を除いたもの。
 2) 原資料は内閣統計局「労働統計実地調査」。
 3) 財団法人統計研究会「戦前の鉱工業賃銀構造——労働統計実地調査による——」1955年により作成。

産管理を労資協調の具体的・制度的発現として主張せざるをえなかった。しかしながら、企業計算制度にもとづく能率管理方式は、停滞的過剩人口の累積・拡大を基盤に再編成された労働市場条件のもとでは、諸手当削減、昇給停止、賞与削減、請負単価切り下げを結果しただけであった。⁽²³⁾

したがって、この賃銀支払形態の「合理化」は、一般的に、男子労働者より女子労働者の賃銀低落を、また、熟練労働者より不熟練労働者の賃銀下落を結果した(付表8・9)。こうした賃銀合理化の結果は、かかる「産業合理化」過程のあり方とかかわって、子飼いの労働力としての熟練労働力の定着化を阻害する功績払増歩の削減にたい

付表9 就業年数別男子労働者1人1日当平均賃銀

	鉱 山				工 場			
	昭和2年	5年	8年	11年	昭和2年	5年	8年	11年
	円	円	円	円	円	円	円	円
平均	1.81	1.64	1.50	1.69	2.15	2.05	1.99	1.94
6ヶ月未満	1.54	1.36	1.26	1.44	1.23	1.08	1.06	1.08
9ヶ月以上1年未満	1.61	1.41	1.28	1.48	1.25	1.12	1.19	1.14
1～2年	1.65	1.47	1.29	1.53	1.39	1.28	1.25	1.31
2年～3年	1.69	1.54	1.35	1.62	1.51	1.42	1.23	1.51
3年～5年	1.76	1.60	1.47	1.70	1.77	1.60	1.53	1.68
5年～10年	1.85	1.66	1.54	1.78	2.20	1.97	1.91	2.01
10年～15年	1.93	1.73	1.60	1.84	2.67	2.47	2.37	2.38
15年～20年	1.97	1.78	1.64	1.90	2.97	2.78	2.82	2.83
20年～30年	1.93	1.77	1.64	1.88	3.25	2.73	3.16	3.24
30年以上	1.79	1.66	1.51	1.70	3.32	3.27	3.37	3.49
不詳	—	—	—	—	—	—	—	—

備考 付表8に同じ。

戦時賃銀統制に関する研究(その一)(三好)

付表10 実際労働時間・労働者数並びに1日1時間平均賃銀

	鉱 山				工 場			
	平均実際労働時間	平均超過又は短縮時間	一日一時間平均賃銀	一日一時間平均賃銀	平均実際活動時間	平均超過又は短縮時間	一日一時間平均賃銀	一日一時間平均賃銀
	時分	時分	円	銭	時分	時分	円	銭
昭和5年	—	9.15	1.54	16.8	—	9.28	1.35	14.2
8年	—	8.56	1.42	16.0	—	9.42	1.29	13.3
11年	9.30	—	1.60	17.9	9.42	—	1.34	13.9

備考 1) 所定労働時間は、昭和5年 鉱山9時51分、工場(漂白、整理、洗濯業を含む)10時31分。昭和8年 鉱山9時34分、工場(湯炭斗、浸抜、洗濯業を含む)10時24分。昭和11年 鉱山9時36分、工場10時24分。

2) 出所に付表8に同じ。

し、その定着化を維持するためにも、高勤続世帯持労働者への生活賃銀保障をなさざるをえなかったことに起因したものであった。⁽²⁴⁾

また、このような賃銀支払形態の「合理化」は、結果的には、労働強化によって一時間当賃銀を低下させ(付表10)、賃銀水準を低下させることで生産費を低落させたに過ぎなかった。

生産機構の脆弱性構造の再編成の表現たる賃銀支払形態の「合理化」(≡生産費賃銀の確立)は、国家独占資本主義の軍事的性格が露呈してくる

につれて、その成立基盤を崩壊させられた。すなわち、国家独占資本主義の軍国主義・帝国主義的性格がもたらすところの、金融寡頭制の価格支配の動揺と、資本集中過程に伴伴する雇用体系(労働の実質的包摂の体系)の弛緩が、生産費賃銀そのものをおびやかす。こうして、金融寡頭制は、軍国主義・帝国主義的性格の露呈過程における国家支配の強化として、賃銀の国家統制を展開するにいたる。

- (1) 小山弘健・上林貞治郎・北原道貫『日本産業機構研究』伊藤書店、一九四三年、一九一頁参照。
- (2) 豊崎稔『日本機械工業の基礎構造』日本評論社、一九四九年、四一―二頁。
- (3) 有沢広己編集『現代日本産業構造』Ⅲ(各論Ⅱ エネルギ―産業) 岩波書店、一九六〇年、三三五―六頁。
- (4) 戦前の日本資本主義は、「一個の独立した資本主義国であり、世界再分割を競うところの帝国主義国であった。にもかかわらず、その社会の内部に封建的生産関係を保持・残存させていた点において、それは特異の性格をもつ資本主義であった。そのことは当然に日本の貿易を規定して、他の資本主義諸国にはみられない特徴と矛盾がそこにあらわれていた」(吉村正晴『日本貿易政策』日本経済政策大系第四巻、新評論社、一九五六年、九八―九頁)。そして、日本資本主義のこの「特異の性格」に規定された貿易構造ないし資本循環構造が、世界恐慌を契機とする「産業合理化」(Ⅱ資本集中過程の加速化)を基礎にした為替ダンピングによって保持されてきた。しかし、世界資本主義の対立激化がその構造的矛盾を顕在化させ、その補強過程としてのブロック化を進行させたが、こうしたブロック化の進行過程で、日本資本主義の資本循環構造も変化した。
- (5) 近藤康男氏は、明治から大正へ、日本資本主義の発展に対して、農村の停滞的過剰人口が低賃銀労働者を追加的に供給し、それが、第一次世界大戦による好況下で流動性を与えられ、その後の経済恐慌で再び流動性が制約されたこととされる(近藤康男『日本農業論』(上)お茶の水書房、一九七〇年、三四八―三五六頁)。しかし、相対的過剰人口の第三範疇たる停滞的過剰人口の理解にあたっては、労働市場の成熟・拡大過程として理解することが必要であり、農業との関連でいえば、農業生産機構における封建的紐帯の弛緩と解体を前提とすることが理解されねばならない。
- (6) 前掲、豊崎稔『日本機械工業の基礎構造』、六〇頁。
- (7) 植民地製鉄所は、第一次世界大戦を期として急速に展開した。朝鮮の三菱製鉄は一九一八年操業開始、東洋製鉄、鞍山製鉄所などは一九一九年に操業を開始した。

(8) 大戦終了後なお金輸出の解禁をしなかった理由は、軍事的理由が濃かった。すなわち、「当時ハ恰モ世界大戦漸ク終熄セルノミニテ世界ノ情勢ハ未タ全ク安定セルモノト謂ヒ難クヴェルサイユ会議中ノ空気、米國ノ態度等ヨリ推シ若シ今後事件發生セハ、必ス東洋ニ其事アルヘントノ懸念抱カレンガ為メ在外正貨ノ処分ハ之ヲ自由トスルモ内地正貨ノ使用ニ至リテハ可及的之ヲ避クヘントノ思想濃厚ナリシ折柄当局者ノ態度亦勢ヒ解禁問題ニ対シテハ極メテ消極的ナルヲ免レサリキ」(日本銀行調査局「金輸出解禁史」(其一)未定稿、日本銀行調査局編『日本金融史資料』昭和編第二〇卷、一九六八年、三頁)という情況にあった。

(9) 一九三二年九月のイギリスの金本位制停止は、ポンド思惑買いに大きな損失をあたえ、この損失を補填する意味でも弗思惑を一層あおる動機となった。内外銀行のほとんどで弗買の需要がおこり、金の流出が一時に巨額になるのを防ぐために、正金銀行のドル統制売り(二億円)が行なわれ、その受渡用爲替調達のための正貨現送を行なうことで金本位制の維持をはかった。しかし、やがて正金銀行が弗売を制限し、他の銀行も正貨現送の余裕がなかったことで、金本位制下では異常な爲替相場の下落を結果した。こうして、金本位制の前途の不安がつのることになった。

(10) 前掲、小山弘健・上林貞次郎・北原道貫『日本産業機構研究』三三五頁。

(11) 前掲、小山弘健・上林貞次郎・北原道貫『日本産業機構研究』三四五頁。

(12) 第一次世界大戦後の不況過程で、官營八幡と民間有力製鋼会社の生産増加の一方で、製鉄会社、民間の弱小製鋼会社の大幅な生産縮小がおこった。すなわち、官營八幡の委託経営となった東洋製鉄の生産も順調にのび、それをふくめて、官營製鉄所の全国製鉄生産に占める比重は、八〇％台に達した。製鋼・圧延設備が不十分で鋳物用鉄として外販せざるをえない釜石製鉄所は四〇％の減産を強いられ、単独高炉会社の輪西製鉄所は三分の一に減産せねばならなかった。小高炉単独高炉会社、砂鉄製業者、電気炉製鉄業者の大部分は倒産・廃業に追いこまれ、輪西製鉄所は日本製鋼所に合併、田中鋳業は三井鉱山に買収されることになった(通商産業省編『商工政策史』第一七巻鉄鋼業、一九七〇年、二一六―二一八頁)。

(13) 一九二九年製鋼共同購買協定参加員一〇社(川崎造船所、神戸製鋼所、大阪製鉄、浅野小倉製鋼所、富士製鋼、大島製鋼、日本鋼管、住友製鋼、住友伸銅鋼管、東京鋼材)と鉄鉄共同組合五社の間に鉄鋼売買協定が成立した(鉄鉄懇話会『鉄鉄販売史』一九五七年、九五―七頁)。しかし、この協定も、僅か半年間しか実施されなかった。それは鉄鋼価格比率を骨子とした協定において、鉄鋼比率による値段算出の基準たる製鉄所丸鋼標準物先物値段(外注値段追隨で決定)が発表されなかったことを契機として、単価決定を困難にし、さらに印度鉄との競争激化と相まって協定廃棄となった。こうして市場の困難が一層

進行（印度銃問題の激化）するも、組合制度の強化に進まざるをえず、さらに、その結果自主統制（販売統制）の強化をもたらした（同書、一二一、一六〇—一頁）。そして、この販売統制の強化のための組織として、銃銃共同販売株式会社が設立（一九三二年）された。

(14) 一九二九年世界恐慌を契機として一連の統制立法が制定された。

重要輸出工業組合法中改正（一九三一年四月二日 法律第六二号——工業組合法）

工業組合法改正（一九三三年三月二八日 法律第二〇号）

輸出組合法改正（一九三一年四月一日 法律四四号、一九三四年三月二八日 法律第三八号、一九三六年五月二七日 法律第二八号）

商業組合法（一九三二年九月六日 法律第二五号）

百貨店法（一九三七年八月一三日 法律第七六号）

重要産業ノ統制ニ関スル法律（一九三一年三月三十一日 法律第四〇号）

(15) 有沢広己『日本工業統制論』有斐閣、一九三七年一三六—一八頁。

(16) さらに、臨時工制度を成立させた条件として、組織労働者の力量不足や労働統制の不備が考えられる。詳細については、労働事情調査所編『臨時工問題の研究』一九三五年、二—三頁を参照されたい。

(17) 鉱夫労役扶助規則の改正にあたって、九州筑豊の中小炭山で組織する石炭鉱業互助会は傘下の三〇炭坑の稼働鉱夫を組織して嘆願をおこなった。嘆願書には、「私共ハ不景氣ノ為他ノ炭坑（移ルコトモ出来ズ大炭坑ニ行コウニモ女子ノ志願ハ出来ズ殊ニ身体検査ガ次第二喧シクナリ病弱ナ者ヤ僅カデモ身体ニ異状ノアル者、前科ヲ持ツ者ヲ採用シナイノハ勿論、年令ニ迄制限ヲ加ヘラレル等私共ノ収容範囲ハ極度ニ狭メラレ、炭坑以外ニ於ケル私共ノ生活線ハ真ニ慘メナ状態ニ陥リツ、アリマス、ソレニモ拘ハラズ明年カラ女子ノ就業禁止ニ関スル法令ガ実施セラルレバ愈私共ノ収入ハ半減シ現在デスラ漸ク共稼ニ依テ女子ノ扶養ニ窮々タル状態ノモノカ明年カラハ如何ニシテ行クカト考ヘマスト誠ニ恟々タルモノデアリマス」とあり、それを理由に実施延期を嘆願している（社会局労働部『保護鉱夫ノ入坑禁止ニ関スル資料』労働保護資料第四二号、一九三五年三月九頁）。したがって、かかる残存を許した保護鉱夫の入坑禁止こそ、集中過程の労働力組織化における停滞的過剰人口の累積に相応した労働者保護にはかならない。

(18) 賃銀はおよそ親方が直接集金し、その頭ハネはおおむね一割ないし五割で、賃銀が高くなるにつれ、頭ハネの率も高くなっ

ていた。さらに、人夫供給請負業者同志の不足労働力の融通連絡と連絡のくりかえしによって、出面(貨銀)は数次にわたって削られ、ついには貨銀の体裁をなさないまでに差引かれてしまうこともあった。しかし、一部には製鉄所関係にみられる手数料制度によって、事実上の頭ハネが防止されているばあいもあった(前掲、労働事情調査所編『臨時工問題の研究』六〇―六一頁)。

(19) 通商産業省編『商工政策史』第一巻産業合理化、一九六四年、五〇頁。

(20) 功程割増制度は、八幡製鉄所では一九三一年から、それまで実施していた功程払(出来高払)制にかえ実施された(八幡製鉄株式会社『八幡製鉄所五〇年誌』一九五〇年、二五二―三頁)。また、日本鋼管でも、昭和のはじめ頃から功程割増制が採用されていた(日本鋼管株式会社『日本鋼管株式会社四〇年史』一九五二年、五五―八頁)。八幡製鉄所の功程割増支給制度は、製鉄合同による日鉄設立において、そこに引きつがれた(日本製鉄株式会社史編集委員会『日本製鉄株式会社史』一九五九年、七〇―一二頁)。

(21) 日本商工会議所『産業合理化』第二輯(一九三二年二月)所収、臨時産業合理局生産管理委員会「生産管理に関する提案(其の一)」九二頁。

(22) 中村静治『日本生産性向上運動史』勁草書房、一九五八年、五四―六〇頁。

(23) 昭和同人会編『わが国貨金構造の史的考察』至誠堂、一九六〇年、二七八―九頁。

(24) 前掲、昭和同人会編『わが国貨金構造の史的考察』二七九―二八〇頁。

2 軍事経済体制と貨銀統制

一九二九年に始った世界恐慌は、世界市場を硬直化させた。しかも、この世界市場の硬直化は、そこでの帝国主義的対立の激化の過程にはかならなかつた。第一次世界大戦を境として進行した日本資本主義の重化学工業化も、この世界市場における帝国主義対立の中では、急速に軍事経済的性格を強めながら展開せざるをえなかつた。

すなわち、世界恐慌を契機とする世界市場の硬直化の中で、しかも、第一次世界大戦後、世界貨幣としての金がアメリカを中心とする「先進」資本主義国に集中・偏在する段階（Ⅱ帝国主義段階）で恐慌からの脱出をはかろうとする日本資本主義にとっては、金輸出再禁止は必然的であり、かつそれは、日本資本主義の軍国主義・帝国主義の一層の強化への指向をしめすものにはかならなかった。

一九三一年の金輸出再禁止は、円価を大暴落させ、世界恐慌によってもたらされた世界市場での金の平均的価格の下落をうまわる下落で、輸出を急速に拡大して行った。しかも、国内名目価格が、円為替の下落率ほどには引き上げられなかったので、金価格は一層低位に押し下げられ、そのために輸出は増大することとなった（いわゆる「為替ダンピング」⁽¹⁾）。

しかし、「為替ダンピング」による輸出拡大には限界がある。相互に為替相場の引き下げ競争をもたらす「為替ダンピング」において、円為替相場をさらに引き下げることが、かえって貿易を混乱させ、国民経済を破壊させることにもなる。かくて、日本資本主義を危機におとしれないために、為替相場を維持することがそこでの第一の条件であった。そこで、資本逃避防止法や外国為替管理法によって円為替を維持しつつ貿易を拡大し超過利潤を確保するためには、生産費を低下させて輸出を拡大するほかはなかった。⁽²⁾

こうして、世界恐慌を機とした資本集中過程の進行（Ⅱ産業合理化）が、日本資本主義の帝国主義的性格を一層露骨にしたことと、その「産業合理化」によるダンピングのための条件を形成させたことによって、それは貿易構造にも反映せずにはおかなかった。すなわち、製品輸出と原料・原料用製品輸入の増加という構造的特徴をもたらした（付表11）。すなわち、このような輸出入貿易の構造は、ソシアルダンピングによって成立した構造で

付表11 日本（内地）輸出入商品類別百分率

(輸出)

	粗糧食	生糧品	製食糧品	造糧品	原料品	原料用品	全製品	合計
	%	%	%	%	%	%	%	%
昭和 4	2.2	5.2	4.1	41.1	43.6	100.0		
6	3.2	5.6	3.9	36.9	46.5	100.0		
8	1.6	6.9	4.0	29.1	55.4	100.0		
10	2.1	5.8	4.7	26.9	58.1	100.0		
12	1.6	6.2	3.9	25.7	59.8	100.0		
14	2.9	9.1	5.1	26.5	54.2	100.0		

(輸入)

	粗糧食	生糧品	製食糧品	造糧品	原料品	原料用品	全製品	合計
	%	%	%	%	%	%	%	%
昭和 4	9.7	2.6	55.2	16.0	15.6	100.0		
6	9.0	3.9	55.4	14.7	15.9	100.0		
8	6.8	7.2	61.6	17.1	11.5	100.0		
10	6.0	1.8	61.0	19.0	11.6	100.0		
12	4.8	1.8	52.7	29.0	11.1	100.0		
14	6.3	1.6	48.5	29.5	13.4	100.0		

- 備考 1) 外国貿易月表より算出、合計は「其他雑品」及「再輸出」又は「再輸入」を含む。
 2) 輸出に於ける原料用品は生糸が大部分である。
 3) 前掲、小山弘健他『日本産業機構研究』340頁より。

もあつた。すなわち、この資本集中過程が、すでのべたような生産機構の脆弱性構造を再生産したものに過ぎず、資本集中過程に対応した労働力の組織化過程での、停滞的過剰人口の累積を基礎にした労務費切り下げによる価値の無償輸出を強行することで、原料・原材料製品の輸入を確保したのである。こうして、為替ダンピングはソシアルダンピング⁽³⁾に転化した。

しかし、日本資本主義生産機構の脆弱性構造を反映したソシアルダンピングによる貿易の拡大は、結局はブロックイズムをもたらし、貿易の発展を抑制した。また、こうした世界市場の一層の硬直化の中で、軍需資材の備蓄のための貿易は、急速に貿易均衡を悪化させた。ここに、円為替相場は再び危機にひんすることになった。一九三七年初頭から、円為替相場を補強するために「金の現送」が開始され、外国為替管理法にもとづく輸入為替許可制（一九三七年一月八日の大蔵省令）による輸入統制が実施されることになった。こうして、日本資本主義は、資本集中の一層の強化過程（＝金融寡頭制の国家支配）において、貿易統制の強化を可能にしたし、また、この国家独占資本

付表12 リンク制度実施概況

商 品 別	態 様	備 考
商品別リンク制 綿 製 品	団体リンク制(1938.4.1) 個人リンク制移行 (1938.7.1)	綿製品国内流用禁止 綿製品の製造制限に関する件 (1938, 商工省令第37号) 綿製品の加工制限に関する件 (1938, 商工省令第39号) 綿製品の販売制限に関する件 (1938, 商工省令第38号) 輸出綿製品の配給統制 輸出綿製品配給統制規則 (1938, 商工省令第40号)
羊毛リンク制	輸出リンク制(1938.3.15)	
フェルト帽子及帽体 リンク制	金額リンク制(1938.5.11)	
和紙及マニラ麻リン ク制	数量リンク制(1938.3)	
刷子及豚毛・精毛リ ンク制	団体リンク制(1937年末)	
石 鹼	石鹼と牛脂リンク制 (1937.10) 石鹼と芳香性揮発油リン ク制(1938.2)	
人 絹 絲 布	人絹絲, 個人数量リン ク制(1938.8.1) 人絹織物, 個人数量リン ク制(1938.10.1)	
皮革及同製品リンク制	価額リンク制(1938.12)	皮革に関する統制規則による原皮 輸入制限

立命館経済学(第二十卷・第五・六合併号)

二六 (六四八)

主義への移行とその帝国主義・軍国主義的性格を露骨にする中で、貿易統制は一層強化され、為替水準は強権的に維持されることになった。したがって、この貿易統制は、たんに貿易の統制にとどまらず、生産機構の再編成と有機的に結合(= 国家独占資本主義)したものであった。すなわち貿易及関係産業の調整に関する法律(一九三七年八月一日 法律第七三号)、いわゆる「貿易調整法」は、貿易統制と産業統制とを結合したところの劃期的な貿易統制立法であった。⁽⁴⁾

一九三七年、戦争開始とともに、戦時経済体制への移行(準戦時体制)が行なわれた。輸出入品等ニ関スル臨時措置法(いわゆる「輸出入臨時措

付表13 特殊リンク制指定商品及原材料

輸出品	原材料
麦酒	ホップ、塩、コルク樹皮、屑鉄、錫
硬化油	硫酸ニッケル、ガンニー囊
砒酸鉛	鉛、アラビアゴム、銑鉄、屑鉄
青化ソーダ	塩、銑鉄、屑鉄、亜鉛
苛性ソーダ	{電解法に依るもの……塩、銑鉄、屑鉄 {其他……塩、銑鉄、屑鉄
ソーダ灰	塩、ガンニー囊
炭化石	無煙炭、銑鉄、屑鉄
燐寸	軸木用木材、松脂、塩化加里、獣筋、亜鉛板
鉛丹	鉛、銑鉄、屑鉄
亜鉛筆	亜鉛
筆記用インキ	没食子、インキ用染料、コーパル、松脂、石絨コルク樹皮
白亜鉛ペイント (堅練のもの)	亜鉛、銑鉄、屑鉄
写真用印画紙	バライタペーパー、ゼラチン
セメント	包装用紙
硝子板	珪砂、塩
写真用乾板	ゼラチン
帯鉄	銑鉄、屑鉄
可鍛鉄製鉄管	{亜鉛鍍金したるもの……銑鉄、屑鉄、亜鉛 {其他……銑鉄、屑鉄
継手	
銅板	銅
黄銅板	銅、亜鉛
蓄電池	鉛、アンチモニー、カーボンブラック
セロファン	人絹用パルプ、塩
写真用フィルム	{活動写真用のもの……ゼラチン {其他……セルロイドフィルムベース、ゼラチン
過燐酸石灰	燐鉱石

備考 菱沼勇『戦時経済と貿易国策』1941年、東亜経済社、245—6頁。

置法」一九三七年九月八日 法律第九二号）、臨時輸出入許可規則（一九三七年一〇月一日 商工省令第二三号）が公布され、軍需資材の輸入確保と国際収支の調整が意図されたが、それは貿易の縮小をまねき、軍需資材の備蓄を困難にした。戦争の長期化が不可避となるや、戦時軍事経済体制のための積極的な貿易拡大政策を必要とした。こうして実施された輸出振興策の中心は、輸出入リンク制度であった。⁽⁵⁾リンク制度の実施（付表13）と特殊取扱保税工場制

戦時賃銀統制に関する研究（その一）（三好）

二七（六四九）

付表14 日本(内地)対円ブロック外貿易・貿易決済関係

	輸 出		輸 入		入(-)出(+) ^超	
	磅ブロック	弗ブロック	磅ブロック	弗ブロック	磅ブロック	弗ブロック
昭和12年	52.67 [%]	47.33 [%]	40.83 [%]	59.17 [%]	-110,309 ^{千円}	-850,862 ^{千円}
13	53.43	46.57	30.29	69.71	+178,329	-753,427
14	46.55	53.45	29.33	70.67	+196,068	-601,494

- 備考 1) ダイヤモンド誌, 1940年9月21日号による。
 2) ブロック別は政治的關係に基づかず貿易決済關係に基づく。
 3) 前掲, 小山弘健他『日本産業機構研究』370頁より。

度(一九三八年)の適用を受けざる輸出品用原料の確保のために、輸出品用原料配給会社が設立された。⁽⁶⁾さらに、これら貿易統制は、為替統制・為替金融制度(輸出補償制度)などで補強され、強化されたことで、物資動員計画における生産力再編成計画の具体化を可能にした。⁽⁷⁾

ところで、ヨーロッパでの戦争の開始がもたらした磅の位置の急速な下落は、磅リンクの放棄と弗リンクへの転換・移行を指向させることとなった。こうして、市場転換がおこなわれることになったが、この転換過程で、磅から弗への切りかえがおくれたことで実質的な円切り下げ効果を生み、輸出拡大がもたらされた。⁽⁸⁾そのことは、更に一層、饑餓輸出を結果することになった。すなわち、対磅ブロックの出超と対弗ブロックの入超という貿易構造(付表14)では、磅の国際的地位が下落したことで対磅ブロック出超が帳消しにされることで、この貿易構造の破産をたらさずにはおかなかった。さらに、戦争による磅ブロック市場の縮小と硬直化とは、弗ブロック市場への積極的転換を進めざるをえなくした。しかし、このブロックへの市場転換も、日米関係の緊張激化のもとでは、実際は中南米市場を中心とした進出でしかありえなかった。しかも、対中南米貿易そのものが求償貿易であったことよって、さらに戦時軍需資材の備蓄のための貿易という主旨からしても、その貿易拡大には限界があった。⁽⁹⁾さらに、日独伊三

国同盟の締結は、日米関係を一挙に悪化させ、弗・磅ブロック市場からの締めだしをまねき、円ブロック市場の強化のために、東南アジア市場の支配（「大東亜共栄圏」構想）にむかわしめることになった。

こうして、日本資本主義の一層促進された資本集中過程（＝金融寡頭制の国家支配の強化）は、円ブロック市場の拡張に向かわしめ、したがって、この資本集中過程は、軍国主義的・帝国主義的性格を一層露骨にし、その軍事経済体制強化過程として、自主統制は国家統制へと移行して行った。一九三六年の二・二六事件以後、それは国家独占資本主義として急速かつ本格的な軍事経済体制を展開することとなった。馬場鏝一蔵相が、公式席上で「准（準）戦時経済体制」という表現をはじめ使ったのも、この時期であったといわれている。

一九三七年には、陸軍省の「重要産業五年計画要綱」、「重要産業五カ年計画要綱実施に関する政策大綱（案）」、「軍需品製造工業五カ年計画要綱」が策定され、それが政府の経済政策に強く影響をあたえた。⁽¹⁰⁾そして、この軍部の「拡充計画」が、やがて「生産力拡充計画」として具体化することになった。第一次近衛内閣の「財政経済三原則」⁽¹¹⁾は、一九三八年一月には、一九四一年度（太平洋戦争勃発の年）を最終年度とする生産力拡充四カ年計画（いわゆる「改訂四カ年計画」）としてまとめられた。その内容は、一九三九年一月一七日の閣議で決定された「生産力拡充計画要綱」に、最もよく示されている。すなわち、ここでは、根本方針として、(1)計画は、国防力の基礎充実のために、統一計画のもとで急速に拡充を要する重要産業に限定（二五産業）し、(2)「満州国及北支生産力拡充計画」と協調した総合計画の一環として、(3)円ブロックにおける自給自足の確立を目標としたものであった。⁽¹²⁾また、この拡充計画は、生産計画、資材計画、資金計画、労務計画、電力計画からなり、事業別、拡充設備ごとに実施されることが予定され、その実施機関として、生産力拡充委員会（会長企画院総裁）が内閣に設置

（一九三九年）され、各省計画の調整にあたらされた。

一九三九年度物動計画は、生産力拡充用資材の割当を行ない、それまでの軍需品の迅速な充足という目標に加えて、生産力拡充、貿易振興、円ブロック勢力圏開発援助計画をくみこむことになった。したがって、計画遂行のためには、消費規制の徹底的強化、国民購買力の抑制、貯蓄奨励、資金調整強化、総動員法の発動強化、配給機構の整備、代用品の増産および奨励、物資回収の徹底化などを必要とした。⁽¹³⁾

日本資本主義の資本集中過程の一層の進行（金融寡頭制の国家支配）が、なお生産機構としての脆弱性構造を再生産したものであり、軍事経済化の展開過程でこの脆弱性構造が露呈したことで、それは生産調整を必然化することになった。この生産調整は、生産機構の生産力基盤が重化学工業にあったことで、そこでの資本循環を軍需中心に展開せざるをえなかった。また、こうして物動計画は全面的計画とならざるをえず、この計画の具体化過程は、経済統制の展開過程として進行せざるをえなかった。そして、この統制過程は、市場の自主統制（資本集中の強化・組織化）から、生産の国家統制へと展開した。

すなわち、戦時経済体制の本格的展開は、重要産業統制法や工業組合法に補足された自主統制から、各種事業法⁽¹⁴⁾による直接的な生産調整へと移行することによって、その展開の客観的基盤をあたえられることになった。これら事業法は、基幹産業に広範な保護助成をあたえ、それを楨杓として軍需中心の資本循環構造をもった資本集中を強化した。また、この事業法は、産金法（一九三七年八月一日 法律第五九号）、重要鉱物増産法（一九三八年三月二八日 法律第三五号）、石油資源開発法（一九三八年三月二八日 法律第三一号）、臨時肥料配給統制法（一九三七年九月一〇日 法律第九一号）によって補完されていた。⁽¹⁵⁾ 一方中小工業については、工業組合法による組織化が急

付表15 工業組合の発達状況（昭和6—12年）

年度	設立数	解散数	組合数	組合員数	出資総額
昭和6	44	3	152	—	千円 —
7	61	1	212	16,919	11,369
8	134	2	344	23,831	14,874
9	169	—	513	40,950	19,220
10	152	3	662	53,793	22,924
11	190	2	850	68,537	25,924
12	325	2	1,173	88,354	30,935

- 備考 1) このほか連合会は昭和11年末46である。
 2) 各年度末集計であるが、ただし組合員数、出資総額は年末の集計である。なお払込流出資額は、表記の出資額の増前後である。
 3) 原資料は商工省工務局編『工業組合概況』（各年度）。
 4) 由井常彦『中小企業政策の史的研究』東洋経済新報社、1964年、285頁より。

速に発展したが（付表15）、一九三五年頃からは、この工業組合を利用して、地方中小工業を組織し、しかも、それは軍需品の下請機関として再編成（Ⅱ「地方統制工業の育成」）された。⁽¹⁶⁾一九三七年の戦争開始とともに強化された統制過程において、工業組合法の第三次改正は国家統制強化の方向にそって拡充され、ここに工業組合は配給統制機関への変質をとげるようになった。さらに、臨時資金調整法（一九三七年九月九日 法律第八六号）が施行されて、中小企業の組織化は軍需生産を中心とした組織化として進行することになった。こうして、自主的統制組織は、軍需を中心とした資本循環のもとで、国家統制組織へと転化した。⁽¹⁷⁾

戦時経済体制への移行は、開戦直後の応急的措置から国家総動員法の制定と発動において本格的に展開した。

その応急措置は、暴利ヲ目的トスル売買ノ取締ニ関スル件ノ改正による物価統制を開始し、貿易及関係産業ノ調整ニ関スル法律（一九三七年八月一日 法律第七三号）と貿易組合法（一九三七年八月一日 法律第七四号）から輸出入品等ニ関スル臨時措置ニ関スル法律（一九三七年九月一日 法律第九二号）の制定による戦時貿易統制への移行、さらに、軍需工業動員法ノ適用ニ関スル法律（一九三七年九月一日 法律第八八号）によって軍需工場ノ国家管理への道をひらいた。⁽¹⁸⁾

戦争の長期化がさげえないことが明らかになるとともに、恒久的・総合的措置の根拠法規として、国家総動員法（一九三八年四月一日 法律第五五号）が制定された。この国家総動員法の制定は、経済統制の上で画期となった。

ところで、軍需資材の確保のための物資調整は、戦争の長期化が明らかになるとともに、物資の具体的な需給計画の策定にむかわしめた。こうして策定された第一回の物資動員計画（一九三八年一月一六日閣議決定）も、その実施過程で、輸出貿易の不振にともなう輸入力の減少が原材料資材の供給不足を生ぜしめたことから修正を余儀なくされた。そして、この改訂物動計画の実施にあたって、一層統制が強化され、ことに植民地をふくむ統一的需給計画としてたてられることとともに、物資動員はいよいよ戦時的態様を整えることになった。⁽¹⁹⁾

ここにおいて、貿易統制の強化、生産拡充計画に導かれた資本集中、物資調整における植民地をふくむ統一的調整によって、戦時経済体制が確立することになった。また、リンク制度と輸出補償制度などの貿易統制や物資調整による市場統制で維持された生産機構のもとでは、生産費賃銀はあまり重要な意味をもたなくなる。すなわち、「産業合理化」指標としての生産費賃銀の意味はなくなった。

さらに、国家総動員法にもとづく貿易統制令（一九四一年五月一四日 勅令五八一号）の公布による戦時貿易統制への移行と、世界大戦への危機が高まる中での貿易政策の転換（「第三国輸出」の全面調整）とは、円ブロックおよび東南アジア市場への傾斜を深めさせた。このような市場の縮少と転換とは、そのまま物動計画や生産力拡充計画に強く影響せずにはおかなかった。物動計画については、昭和一四年度計画以来縮小傾向を示し、一五年度、とくにその改正計画は一層困難な状況におかれた。また、生産力拡充計画についても、計画遂行に重大な支障を

きたした。貿易の縮小にともなうこのような縮小再生産は、生産機構の脆弱性構造の克服を困難にしたのみでなく、軍需の確保のために、戦争拡大と生産統制による民需の蚕食とを結果した。

このような縮小再生産過程での資本集中としての生産統制は、従来の統制措置および統制機構の有効性を著しく喪失させることになった。⁽²⁰⁾ すなわち、縮小生産過程での資本集中において、軍需中心の資本循環構造を急速かつ強力につくりだすために、軍部は、統制を一層強化し「国防国家」への移行を主張し、財界との主張の対立がおこった。「経済新体制」(＝戦時軍事経済体制)への転換は、かかる曲折のうちにおこなわれた。その具体化は、基本国策要綱の閣議決定(一九四〇年七月二六日)につづいて、国土計画設定要綱(同年九月二四日)、日滿支経済建設要綱(同年一〇月三日)、勤労新体制確立要綱(同年一月八日)、経済新体制確立要綱(同年二月七日)の閣議決定、さらに、翌一九四一年の人口政策確立要綱(同年一月二二日)、交通政策要綱(同年二月一四日)、科学技術新体制確立要綱(同年五月二七日)、財政金融基本方策要綱(同年七月二一日)の閣議決定と、国家総動員法の改正(一九四一年三月三日 法律第一九号)によって基本的方向をあたえられた。とくに、この国家総動員法の改正は、その白紙委任の性格を一層強化し、同時に輸出入品等臨時措置法の一部改正(一九四一年三月三日 法律第二〇号)が行なわれたことによって、統制過程は一層強権的過程として展開することになった。したがって、こうした法改正にとともにその統制組織も次第に一元化され、強権的性格をおびるにいたった。

すなわち、貿易統制については、貿易統制令施行規則中改正(一九四二年四月一三日 商工農林省令第一号)で、南洋貿易調整令、関・満・支輸出調整令、関・満・支貿易調整令を廃止して貿易統制令に吸収し、関係法規の一元化と強化を行なうとともに、「第三国貿易」全般の総合的一元的統制機関の設立がはかられた。一九四二年に

は日本貿易会が設立され、統制会員の資格を有する諸団体と翼賛団体との三重組織の統制機構が成立した。また、製造工業部門では、重要産業団体令（一九四一年八月三日 勅令第八三一号）の成立によって、兵器製造関係の軍工業会をのぞき、政府——統制会——統制組合という統制機構が確立することになった。しかし、こうした統制機構の整備・強化過程は、あくまでも生産の減退を契機として展開したものであった。たとえば、鉄鋼業では、日本鉄鋼連合会を中心とした自主的統制組織が、一九三九年を頂点にした生産減退の中で、資本集中を一層強化（「鉄鋼一貫化」）するための総合統轄機関としての統制会に再編された（一九四一年）。この統制会では、それがカルテル組織である点では旧機構と変化はないが、「指導者原理」の採用によって会長権限が著しく強化され、統制組織としては強力なものとなった。このような下部組織の再編過程が進行する中で、重要産業団体令（一九四一年八月二十九日 勅令第八三一号）は成立をみた。

かかる統制機構の整備・強化によって、本格的な生産統制が可能になった。⁽²¹⁾ しかしながら、この統制機構は、「統制の能率化」を口実に、行政職権の一部移譲を受け、統制会の財閥・大資本支配とあいまって、曲折した形ではあったが、そこでの金融寡頭制の国家支配を貫徹させた。さらに、生産統制は、とくに生産減退のもとでは生産の末端機関の把握なしには不可能であり、統制機構の末端機構の整備のために、統制会社令（一九四三年一月一日 勅令第七八四号）が公布・施行された。しかし、それは非能率的なものであった。⁽²²⁾ また、戦局の悪化にともなう一層の生産減退は、軍工業会と統制会社との矛盾を露呈させ、軍需生産中心の「決戦態勢」の確立のために、軍需省の設置（一九四三年一月一日）と軍需会社法（一九四三年一月三日 法律第一〇八号）の制定をみることになった。⁽²³⁾

だがしかし、生産減退にもなう生産統制のための統制強化（＝統制の強権化と一元化）過程は、自主的な労働市場機能を否定し、直接的な労働力配置（＝戦時下資本集中過程の労働力組織化）を必然化せずにはおかなかった。また、この戦時下資本集中過程が強権的な生産統制過程として展開したことで、労働力の組織化も強権的過程として発現せざるをえなかった。しかも、生産統制（生産力拡充計画と物資動員計画）に従属した労働力配置においては、この労働の社会的配分は価値法則によらず、労働動員計画によって行なわれざるをえず、したがって、そこでは生産費賃銀は一層その意味を低下させ、賃銀は、労働力統制を補完する位置におかれることになった。また、戦時下資本集中過程の進行による価格支配の直接的・強権的支配（＝物価統制）の成立は、物価と賃銀との関係においても、もっと直接的な関連をもたらした。すなわち、物価統制においては、戦時適正価格の決定がはかられたが、賃銀も、この戦時適正価格の構成要素として、公定価格、非公定価格の価格体系の中で「調整」決定されることとなった。

こうして、生産統制下の賃銀は、物価統制のもとで、戦時適正価格の生産費構成要素の「調整」と、労務需給の「調整」要因として、国家による統制下におかれることになった。

(1) 一九三一年以降、金一単位にたいする輸出商品量は急増したが、輸入商品量は減少した。

(2) 北原道貫「日本貿易構成及政策」（小山弘健・上林貞次郎・北原道貫『日本産業機構研究』伊藤書店、一九四三年所収）三三九頁。

(3) 為替ダンピングが、かえって貿易を混乱させ、国民経済を破壊する危険性をもつことから、生産費の引き下げによる輸出増加をはからざるをえなかった。しかし、生産費の引き下げは、資本の有機的構成の高度化によらず、可変資本の節約を中心として行なわれた。すなわち、インフレーションによる実質賃銀の低下と労働支出の内包的・外延的支出強化によって、可変資本節約がおこなわれたが、とくに、当時の重要輸出商品たる繊維（とりわけ綿織物中心）では、その時期までに旧式機械の新

式機械への大量代置をおえていた。その新しい機械装置のもとで、平均受持鍾数の増加（一九二九年を一〇〇として一九三〇年が一・一六、一九三一年には一・二九、一九三四年で一・三二に増加）と、精紡機回転速度の上昇（一九二九年頃は、中糸で九千回ないし一万回前後であったものが、一九三四年頃には一万一、二千回に達した）とによって、労働密度は急速に上昇した。労働能率のこのような増進は、労働者数の減少過程で男子労働力の女子労働力への置きかえを進行させ、一九二四年で男工対女工比率が一对三・四であったものが、一九三五年には一对七・二となった。さらに賃銀においては、一九二九年を一〇〇とすれば、以下低下を続けて、一九三一年六月には、男工で八九・五、女工で七八・三、一九三四年六月には、男工は八六・七、女工で六三・二（ただし小売物価指数も東京で八一・七まで低下）まで低下した。一方では、工場法の施行による深夜業廃止が実施されながら、他方では、このような労働強化と賃銀引き下げがおこなわれた（名和統一『日本紡績業と原棉問題研究』大同書院、一九三七年、補説第一章「日本紡績業に於ける労賃と労働条件」参照）。なお、このような相対的に高い生産力のもとでの低賃銀こそ、ソシアルダンピングの内容をなすものであった。

(4) 貿易統制は、当初は輸出統制として行なわれた。輸出産業が多くの中小企業をかかえていたことから、それは中小企業の「合理化」を目的として出発し、世界市場の硬直化・縮小過程での貿易協定締結（⇨求償主義貿易の展開）とかかわって、そのような条件のもとで輸出の維持振興をはかる一つの手段として輸出統制が実施されることになった。一九三七年の戦争勃発とともに、貿易統制も一段と強化されることになった（菱沼勇『戦時経済と貿易国策』戦時経済国策大系第八巻、東亜政経社、一九四一年、五八―六一頁）。また、それまでの貿易統制は、輸出組合法による輸出統制のみで輸入統制におよばず、かつ、生産者との関係を閑却するという弱点をもっていた。そこで、貿易統制強化を実現するために、貿易組合法と「貿易調整法」が制定されることになった（朝日新聞経済部編『朝日経済年史』昭和十二年版、八七頁）。しかし、両法は一九三七年九月二日から施行されたが、実際には適用を見ないまま、輸出入品等臨時措置法に席を譲ることになった。

(5) 輸出入リンク制度は、消費財用原材料の輸入抑制がもたらす輸出生産への圧迫を救済せんとした日本独自の制度であった。当初は、技術的制約にもとづき、商品別リンク制外輸出品のための原材料輸入を極度に圧迫したために輸出貿易の改善が進まなかった。この欠陥を是正するために、商工省は総合リンク制を主張したが、為替管理上から大蔵省が反対し実現しなかった。そこで、これら主張の妥協の代案として、特殊リンク制が実施された。それは、輸入原料と輸出品の関係の複雑なものまで適用を拡大した商品別リンク制の一変種にはかならなかった（前掲、北原道貫「日本貿易構成政策」三六〇―一頁）。

(6) リンク制からはずれた輸出品にたいして原材料の配給が円滑にゆかず、そのかぎり輸出品製造が阻害されることがおきた。

そこで、原材料のもっとも有効な配分をはかるために、主要貿易府県に輸出品用原材料配給会社（公共団体五割出資）が設立された。この配給会社は、輸出品製造に一定の条件を備えている業者が「第三国」と輸出契約をしたばあい、その製造に必要な原材料を業者に配給するとともに、割当てた原材料の内地転用が行なわれないうよう監督することを主要な業務とした（通商産業省編『商工政策史』第六巻貿易（下）、一九七一年、二六〇頁）。

(7) 一九三八年、長期・本格的な戦時体制確立の必要にせまられるとともに、第一次（昭和一三年度）物資動員計画は改訂（一九三八年六月）された。この改訂は、輸出激減による第一次計画の破綻によるもので、それゆえ改訂計画では、「新事態に即応し、軍需品及輸出入原料充足を優先」するために、物価抑制、民需節減と、輸出増進のための貿易統制の強化がなされた。さらに一四年度計画では、軍需充足について、輸出貿易資材の供給が第二位におかれ、生産力拡充資材の上位におかれた。しかも、「或る場合には軍需に優先せしめることもある」とさえ、註記されていた。このような基本方針は、軍需資材の備蓄目的から来たものであったが、この方針が貫かれたのもほぼ一四年度計画までのもので、一五年度計画では、対日重要物資禁輸の強化で、実際上不可能な方針となり、方向転換せざるをえなくなった。

(8) 戦争勃発後、米英クローズの惨落にたいし、九月一日対米相場を二三弗 5/16 に据置く臨時措置をとり、さらに同二九日対米相場裁定基準を転換して事実上二三弗 7/16 に釘付にした。金準備が弱い以上、「第三国」通貨に連繋して為替の安定をはかる必要があった。磅にリンクするか弗にリンクするかの激論があったが、(1) 通貨価値の安定性において弗がまさり、(2) 貿易構造から、「対米為替ヲ低位ニ置キ輸入原材料コスト高ニ依ツテ蒙ル不利、対英為替ヲ高位ニ置キ英國主権地域向輸出ヲ維持スルコトニ依リ受クベキ利益ヲ相殺シテ余リアル」こと、(3) 国内物価安定の観点からみても、(4) 戦時経済体制整備（物資動員計画、生産力拡充計画）のためにも、弗リンクへの転換が有利とされた（日本銀行調査局「為替基準ニ関スル問題」昭和一四年一〇月二四日、日本銀行調査局編『日本金融史資料』昭和編第三〇巻、戦時金融関係資料（四）、一九七一年、一五一―一四頁）。

この弗リンクにおいて、その転換がおくれたことで、円の価値の「目に見えない」切下げがおこり、客観的には為替ダンピングにつながった（前掲、北原道貫「日本貿易構成及政策」三六七―一九頁）。

(9) 前掲、北原道貫「日本貿易構成及政策」三七―一二頁。

(10) 通商産業省編『商工政策史』第一巻産業統制、一九六四年、一〇〇頁。

(11) 近衛内閣が公表した「わが国経済力の充実発展に関する件」によれば、「現下内外の情勢に顧みるときは国防並に国民生活を基調とする諸方策を実施するの要極めて緊切なるものあり、之が為には日滿両国を通じて経済力の充実発展を図ることを肝

戦時賃銀統制に関する研究（その一）（三好）

要にして生産力の拡充、国際収支の適合及び物資需要の調整の三点を主眼とする総合的計画の具体案」の確立が主張された。

- (12) 対象となる「計画産業」は、根本方針にのっとり、鉄鋼、石炭、軽金属、非鉄金属、石油およびその代用品、ソーダおよび工業塩、硫酸アンモニア、パルプ、金、工作機械、鉄道車輛、船舶、自動車、羊毛、電力の一五産業とされた。

- (13) 前掲、『商工政策史』第一巻産業統制、二〇八頁。

- (14) 日中戦争開始前に、石油業法（一九三四年三月二八日 法律第二六号）と自動車製造事業法（一九三六年五月二九日 法律第三三号）が制定されていたが、開戦とともに下記の諸事業法の制定をみた。

人造石油製造事業法（一九三七年八月一〇日 法律第五二号、一九三八年一月二五日施行）
製鉄事業法（一九三七年八月二日 法律第六八号、同年九月二一日施行）

工作機械製造事業法（一九三八年三月三〇日 法律第四〇号、同年七月一一日施行）

航空機製造事業法（一九三八年三月三〇日 法律第四一號、同年八月三〇日施行）

造船事業法（一九三九年四月五日 法律第七〇号、同年一月二一日施行）

軽金属製造事業法（一九三九年五月一日 法律第八八号、同年九月二一日施行）

有機合成事業法（一九四〇年四月四日 法律第九六号、一九四一年一月一〇日施行）

- (15) 重要機械製造事業法（一九四一年五月三日 法律第八六号、一九四二年一月六日施行）

戦時生産統制としては、特殊会社の設立のほか、輸出入品等臨時措置法による生産命令、製造禁止、設備制限などがある。

硝酸ノ製造ニ関スル件（一九三七年）、繊維工業設備ニ関スル件（一九三八年）、毛織物製造制限規則（一九三八年）、綿製品ノ製造制限ニ関スル件（一九三八年）、製鉄設備制限規則（一九三九年）、製鉄鑄物ノ製造制限ニ関スル件（一九三八年）、鋼製品ノ製造制限ニ関スル件（一九三八年）が施行され、さらに、技術統制や労務統制によっても間接的規制をうけた。しかし、生産統制の最終的形態は、軍需工業動員法による軍需工場の国家管理であり、それは一九四三年の軍需会社法の制定によって具体化した。

- (16) 中小企業の組織化は、工業組合法の第三次（一九三七年）、第四次（一九三九年）改正によって、工業組合を物資統制に即応した配給統制機関へ転換することで急速に展開された。さらにこの組織化は、軍需産業、輸出産業および代用品産業への転換という過程として進行した。しかし、陸海軍省の「軍需工業指導方針大要」（一九四〇年四月一〇日）によって、軍当局は、軍需工業関係中小工場の指導にあたり、転廢業助成より整備による総合生産力向上に主眼を移すことを明らかにした。こ

商工省所管統制団体，国策会社（1442年12月現在）

形態	数	備考
営団	2	産業設備営団，重要物資管理営団
統制会社	19	重要産業団体令にもとづくもの
株式会社	276	
有限会社	2	
協議会等	91	工業会，同業会，業会，連合会，連盟および団体令にもとづかない統制会をふくむ
各種組合	139	工業組合，商業組合，統制組合，輸出組合，輸入組合等
連合会	112	
その他	4	金庫，公社，および委員会
不明	1	
計	646	

前掲，通商産業省編『商工政第史』第11巻，産業統制，520—1頁より。

に、商工省の転廃業助成方針は転換をせまられることになった。以後、この組織化は、中小企業の整備統合過程として展開し、「労務者への転換促進政策」を登場させることになった（通商産業省編『商工政第史』第一二巻中小企業、一九六三年、三一〇—三三三頁）。

(17) 需給関係の調整を必要とする物資の拡大にとまない、関係業界に協議会を組織させて、自主的に調整せしめるべく、需給調整協議会令と需給調整協議会規則が公布された。そのほか、改正工業組合法による工業組合、関係業者で自主的に組織された任意組合たる統制組合、国策会社が、配給統制機構を形成した。しかしなお、需給調整協議会をのぞいて、多くは従来の自主的統制組織の転化したものでしかなかった（前掲、通商産業省編『商工政第史』第一一巻産業統制、二五五—七頁）。

(18) 当初、軍需工業動員法の徹底した発動・施行は考えられていなかったようである。したがって、工場事業場管理令（一九三七年九月二五日 勅令第五二八号）もその主旨で制定された。しかし、その施行過程では、陸軍は陸軍軍需監督官令（一九三八年一月四日 勅令第三〇号）を制定し、発註した軍需品の製造または修理をなす民間工場にたいし、必要に応じて、監督官、監督官補、会計監督官、会計監督官補をおいてこれを監督した。

(19) 椎名悦三郎『戦時経済と物資調整』戦時経済国策大系第一巻、産業経済学会、一九四一年、三一〇頁。

(20) J・B・コーヘン、大内兵衛訳『戦時戦後の日本経済』上巻、岩波書店、一九五一年、三九頁。

(21) 生産統制の強化過程は、重点生産の強化に対応して、法的強権を背景とした企業整備を強行した。一九四一年には企業整備を強行した。一九四一年には企業許可令（同年二月一日 勅令第一〇八四号）によって、企業の全面許可制が実施され、新規開業はほぼ完全に否認された。さらに、既存の企業の整備も、企業整備令（一九四二年五月一日 勅令第五〇三号）で、一九四三年

三月頃までに整備をおわった。なお、整備による要職転換者総数は、七一万一千人と推定された。

こうして、生産統制は、生産機構の縮小再編成過程として、その統制組織、機構の整理を進めて行った。それは、統制会、軍工業会、営団の成立、整備の過程として進行した。なお、商工省所管の統制団体および国策会社は、六四六にのぼった（付表参照）。また、これら統制組織の中で、軍工業会は圧倒的な力をもち、財閥系会社のほとんどが、この軍工業会に加入しており、戦時統制過程でも財閥の地位はいぜんとして強固なものであった。

- (22) 第一次指定分の統制会（造船統制会をのぞく一一統制会と鉄道軌道統制会）の設立が終った一九四二年二月には、「国家総動員法第十八条ノ規定ニ依ル法人等ヲシテ行政管庁ノ職権ヲ行ハシムルコトニ関スル法律」（同年二月一八日 法律第一五号）が制定されたが、その具体化は、一九四三年の「行政官庁職権委譲令」（同年一月二一日 勅令第二六号）の制定をまたねばならなかった。

- (23) 前掲、コーヘン著大内兵衛訳『戦時戦後の日本経済』上巻、九〇—九二頁。

- (24) 一九四三年九月二一日の閣議で、現情勢下に於ける国政運営要綱を決定した。それにもとづき、軍需生産の急速な増強、とりわけ航空戦力の躍進的拡充のための緊急対策として、(1)軍需生産を計画的かつ統一的にしかも迅速簡素に遂行確保する行政運営の態勢を整備強化すること、(2)重要軍需企業の国民性を経営上さらに明確ならしめるとともに生産責任体制を確立する措置がとられることになった。具体的には、軍需省の設置と軍需会社法の制定としてあらわれた（前掲、通商産業省編『商工政策史』第一巻産業統制、五九四頁）。

この軍需会社法は、軍需会社の「国家的性格」と勤労の「国家性」を明らかにし、かかる規定において、生産責任者（社長にあたる）、生産担当者（工場長にあたる）およびその指揮に従うべき職員その他の従業者を、「徴用されたものとみなし」（同法第六条）、その職務を怠った者については国家が徴戒を行なう権限をもつとした（同法第二一条）。（未完）